

何をすればいい？在宅・訪問の虐待対策



外岡新聞

家庭内虐待と職員による虐待の「二刀流」

今年の報酬改定に伴い、全事業所が虐待防止策に取り組むこととされた（期限は24年まで）。内容は指針の整備、委員会の開催、研修の実施、担当者の選定だが、施設はとっくにやっている。問題は一人ケアマネや訪問、デイサービスである。

例えばケアマネであれば、家庭内虐待があれば包括と連携する等して対応してきたと思うが、新たに何をしなければならないのか。本号で詳しく解説する。

在宅・訪問がやることと注意点のまとめ

目的（何のために取り組むのか）：

1. 家庭内虐待を早期発見し、適切な機関に繋げることで高齢者の身体・生命の安全や人権を護ること。
2. 職員による虐待を予防し、万が一発生したときに然るべき対処ができること（自浄作用）。

手段（やるべきこと）と注意点：

- A 指針の整備 2つの視点（目的）を外さないこと
- B 委員会の開催 現場の情報を集め、取り上げること
- C 研修の実施 マンネリ化しないよう課題を設けること
- D 担当者の選定 委員会の責任者でよい



11月8日、刷り上がったばかりの第二版の見本を受け取る外岡潤。

11月号

法律事務所おかげさま
 〒160-0023
 東京都新宿区西新宿
 8-9-14 ペイベリー
 202号
<http://okagesama.jp>
 TEL: 03-5358-9855
 FAX: 03-6730-6140



「介護トラブル相談必携」が無事刊行されました。日頃の感謝の気持ちを込め、顧問先様には一冊贈呈させて頂きます。順次発送作業を進めておりますが、もししばらく経っても未達の場合は、ご一報頂ければ幸いです。



○：訪問介護のサ責

☆：外岡潤

○：BCPも未着手なのに、虐待対策も3年以内の宿題なんですね…気が重いです。

☆：本当に。カスハラ対策は努力義務ですが、パワハラ対策は来年4月期限です。流石に身体拘束の適正化までは施設と違い課されていませんが、国はあまりに重い宿題を一気に出しすぎです。

○：でも逃げる訳にはいかないもので、頑張ります。一応施設のマニュアル等を流用して形は作ってみたのですが、問題は日々何をどこまですべきか、ですね。虐待防止委員会って、イメージ湧かないのですがそもそも何をすればいいんでしょうか。

☆：まず全体像を掴むために、介護保険最新情報 vol.945（令和3年3月19日）に目を通しておきましょう。そこには、委員会は定期的で開催すれば良いとあるので、必ずしも毎月やる必要はありません。また、他の会議体と一体的に開催でき、テレビ会議形式もOKということなので、感染症予防やリスクマネジメント等と合同でやっても良いでしょう。その場合は、開催が不定期にならないよう注意してください。

○：分かりました。うわ、結構やること沢山書いてありますね…（9ページ）指針、研修、従業員が報告相談できる体制の整備について等など。こうしてみると、まずは委員会を立ち上げて指針づくりから着手するのが良さそうですね。

☆：お考えの通りで、委員会で検討しなければならないことはかなり量が多いため、締め切り直前になって慌てて立ち上げるのではなく、せめて1年前くらいから計画的に進めるべきといえます。担当者については、この委員会の委員長ということで良いでしょう。問題は指針ですが、これは運営規定とは別なので注意が必要です。

○：そうかあ、運営規定にちょっと虐待防止の条項を追加しましたがそれだけでは足りないんですね。うげ、最新情報によれば指針の内容も8項目もありますよ。

☆：まあこれは、「次のような項目」とあるので網羅する必要まではないのですが。大事な点は、2つの視点（目的）を外さないこと、です。

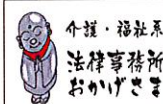
○：家庭内虐待と、職員による虐待の2つということですか？

☆：その通りです。デイやショートだと、施設と似たような環境ですから職員による虐待もイメージしやすく、自然とその対策を取ることでしょう。ですが各ご自宅への訪問や、居宅はどうでしょうか？

外岡新聞

11月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリー
202号
http://okagesama.jp
TEL: 03-5358-9855
FAX: 03-6730-6140



「介護トラブル相談必携」が無事刊行されました。日頃の感謝の気持ちを込め、顧問先様には一冊贈呈させて頂きます。順次発送作業を進めておりますが、もししばらく経っても未達の場合は、ご一報頂ければ幸いです。

○:確かに。「ヘルパーが虐待をすることは無い」と、何となく思い込んでいました。でもマンツーマンでケアすることは施設と同じですから、密室で虐待が起きてもおかしくないですね。

☆:その考えに至ることが重要です。ヘルパー自身が虐待をしてしまうという可能性を十分認識した上で、家庭内虐待と合わせ2つの視点で予防策・対応策を講じることが大切です。

○:分かりました。でも先生、流石にケアマネがご利用者を虐待するということは無いのでは？

☆:可能性としては著しく低いとは思いますが、ゼロではないと思います。例えばケアマネがご利用者宅を訪問する度に金品をせしめていたら、これは経済的虐待です。ご利用者に心無い言葉を投げかければ心理的虐待ですよね。ケアマネであれば何をしても問題ないということには当然ならないので、例外なく二刀流で行くべきと考えます。

○:なるほど…虐待の世界も広くて奥が深いですね。職員に対して虐待をしないよう教育徹底することはよく分かりましたが、家庭内虐待について注意すべき点を教えてくださいか。

☆:これまで通り、同居の家族がご利用者を叩いたりすれば役所や包括に通報し行政を中心に動いて貰えば良いのですが、盲点となりやすい点として、身体拘束の問題が挙げられると思います。

○:ああ～言われてみれば、家のベッドで四点柵とか実は見聞きします。これって虐待と認定すべきなんでしょうか？

☆:高齢者虐待防止法によれば、身体的虐待は「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」と定義されており、身体拘束は該当しないように読めますが、厚労省の見解では要件を満たさない違法な身体拘束は身体的虐待である、と解するようです。いずれにせよ態様やご利用者の人権侵害の程度がひどければ虐待と認定すべきなのですが、現実には、まず身体拘束は虐待にも通ずるものであり原則として許されないことを丁寧に説明し、ご家族等に理解を求め停止してもらうよう努力すべきでしょう。

○:分かりました。「徘徊されたら困るから」という理由で、玄関のドアを施錠することも問題になりますね。

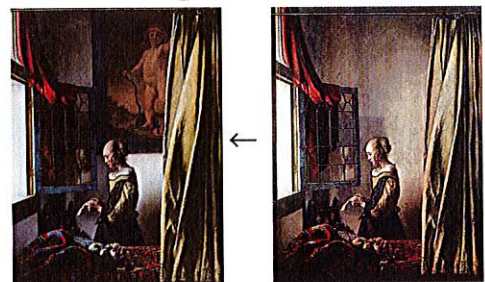
☆:そうですね、難しい問題ですがやはり監禁になってしまうため望ましくありません。ドアを開けたら発動するセンサーとか、GPSを装着する等工夫を提案できると良いでしょう。手段Bですが、このように現場で起きていることを2つの視点から確実にキャッチし、都度委員会に報告する仕組みを作ることが大切です。そのような現場の悩ましい事態について、どうすれば虐待を回避できるかを皆で検討するのです。

○:なるほど、それが平時の委員会の活動内容となるのですね。家庭内虐待、職員による虐待、経済的虐待、身体拘束…さまざまな切り口から、虐待について重層的かつ多角的に学ぶ機会を、研修でも織り込んでいきたいと思います。有難う御座いました。

外岡流 趣味の部屋

現れた天使の絵

フェルメールの「窓際で手紙を読む女」。実は最近、背景の壁にキューピッドの絵が描かれており、後世に別人の手により塗り潰されていたことが判明しました。そこで修復作業を行い、復元されたのが左図になります。以前紹介した山田五郎さんの動画で知ったのですが、山田さんによれば「隠されていた方が良かった」とのこと。この画家が日本人に人気があるのは、右の絵のように大きな空間があり、そこに静謐さや侘び、さびを感じさせるからではないかという人もいて、興味深かったです。皆様はどう感じますか？芸術の秋ということので、レクの時間などにご利用者をお交え「名画の品評会」を開催しても楽しいかもしれません。因みにこの絵は来年来日するそうです！



編集後記

顧問先様から「契約書の点検や個別の事件の相談で別料金が発生することがありますか」といったご質問を受けました▼そのようなことは無く、定額の顧問料で無制限に相談頂ける契約ですのでご安心ください▼例えば、代理人として相手方と交渉するような場合は事前にお見積りを出させて頂いております▼書面のチェック等も、大抵のことは無料ですので、遠慮なくご相談ください。

